

要請に当たっての指定事項について

I ラジオ国際放送

放送法第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

Ⅱ テレビ国際放送

放送法第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

以上